

別紙

諮問第1540号

答 申

1 審査会の結論

別表2に掲げる本件各決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年9月10日付けで行った別表2に掲げる本件各決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表2に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）について、本件各決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年12月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年2月5日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年7月22日（第230回第二部会）から同年9月16日（第231回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

ア 東京都知事の記者会見について

審査会が事務局をして確認させたところ、東京都知事（以下「知事」という。）の記者会見には、基本的に毎週金曜日に実施されている都庁記者クラブ主催の定例記者会見と都政の重要事項の公表などで不定期に実施されている東京都主催の記者会見とがあり、それぞれ、現知事が就任する以前から長期間にわたり実施されてきたものであり、実施手順などは慣例化されているとのことであった。

イ 本件各決定の妥当性について

(ア) 本件一部開示決定の非開示情報について

本件一部開示決定に係る対象公文書の非開示情報について、審査会が見分したところ、本件対象公文書である知事の記者会見の座席表のうち、記者の個人名が記載されている部分であり、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

(イ) 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、別表3のとおり、本件各決定における対象公文書のほかに公文書が存在する旨主張する。これに対し実施機関は、本件対象公文書のほかに本件開示請求の対象となる公文書を作成及び取得していない旨説明する。

審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、知事の記者会見が長年にわたり行われてきたことから、実施形式は慣例化されており、かつ、準備に時間的な余裕がないことから、都庁記者クラブと東京都との伝達は、通常、口頭で行われているとのことであった。

また、記者会見の座席表については、実際に各記者が座った場所を書き留めたもので、会場で作成し、会見中に出席者を確認した後は不要となるため随時廃棄しているが、本件は、先行した別の開示請求の対象公文書として令和2年6月19日以降のものが残っていたとのことであった。

さらに、知事会見のテキストについては、知事の会見録を作成し、ウェブサイトに掲載しているため、別途メモを作成する必要はないとのことであった。

こうした実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、審査請求人の主

張からは、本件対象公文書のほかに本件開示請求に該当する公文書が存在する理由も認められないことから、本件対象公文書の特定は妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件開示請求

<p>知事会見について、以下の資料をお願いします。</p> <p>①知事記者会見のルールに関する一切の資料</p> <p>②小池都知事在職期間中における、都庁記者クラブと東京都の間でやり取りした一切の資料</p> <p>③小池都知事在職期間中における、都知事会見にて作成された記者の座席表やメモ、その他資料</p> <p>④③について、座席表を作成する都職員等に対する指示の経緯・指示ルートや目的等がわかる一切の資料</p>
--

別表2 本件各決定

決定	本件対象公文書
非開示決定	<p>知事会見について、</p> <p>①小池都知事在職期間中における、都庁記者クラブと東京都の間でやり取りした一切の資料</p> <p>②小池都知事在職期間中における、都知事会見にて作成された記者の座席表を作成する都職員等に対する指示の経緯・指示ルートや目的等がわかる一切の資料</p> <p><非開示理由> 作成及び取得しておらず、存在しない</p>
一部開示決定	<p>知事定例記者会見座席表（令和2年6月19日）</p> <p>知事定例記者会見座席表（令和2年6月26日）</p> <p>知事記者会見座席表（令和2年6月30日）</p> <p>知事定例記者会見座席表（令和2年7月3日）</p> <p><非開示箇所・非開示理由> 報道機関の記者氏名：個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため（7条2号）</p>
開示決定	<p>小池都知事 記者会見のお知らせ（令和2年7月6日）</p> <p>記者会見室での撮影可能範囲</p> <p>知事記者会見座席表（令和2年7月2日）</p> <p>知事記者会見座席表（令和2年7月6日）</p> <p>知事定例記者会見座席表（令和2年7月10日）</p>

別表3 審査請求人の主張

<p>開示された資料と東京都ホームページに載っている情報から、少なくとも以下の資料が存在する。</p> <p>①「会見のお知らせ」に「撮影場所などは、都庁記者クラブ主催の会見に準じます」とあり、都庁記者クラブから東京都が会見のルールに関する資料を受け取っている事は明白である。</p> <p>②知事会見は都庁記者クラブ主催で、都庁の一室を貸し出しており、幹事社から東京都への連絡等が一切無い事はあり得ない。</p> <p>③東京都ホームページに知事会見のテキストを載せている以上、議事録やメモ等を取っている事は明白である。</p> <p>④「座席表」作成は令和2年6月19日から都職員が突然始めており、何らかの理由があったと推測され、関連資料が一切存在しないと考えるのは難しい。</p>
